

# 令和5年度入所調整基準表の考え方

## 1 はじめに

保育所等の入園について、入所可能人数を超えて申込みがあった場合は、保育の必要性の高い方から利用調整（以下、入所調整）を行います。入所調整は、保育所等への入所申込みをする児童が保育所等での保育をどれだけ必要としているかを、提出された書類から点数化します（この点数を「入所調整指数（指数）」といいます）。

## 2 指数について

入所調整指数には、「基準指数」と「調整指数」の二つの項目があり、この二つの項目を合計した指数の高い順に入所調整を行います。

### 基準指数

基準指数とは、保護者の方がお子さんを保育することが困難な理由（事由）ごとに、保育の必要性を点数化したものを指します。

例えば、父母ともに平日仕事をしていて、お子さんを家庭で保育することが難しい状況（就労）であれば、父母それぞれの就労時間に応じて点数化したものが基準指数となります。

### 調整指数

調整指数とは、基準指数以外で家庭の状況を点数化したものを指します。狭山市の場合、「両親および家庭の状況」（申請児童以外に兄弟姉妹がいるなど）や「児童の保育状況」（認可外保育施設等を利用しているなど）の内容を調整指数として点数化しています。

## 3 入所調整の流れ

入所可能人数を超えて申込みがあった場合は保育の必要性が高い方からご案内します。入所調整は次の流れで行われます。

- (1) 申込者から提出のあった書類に基づき入所調整指数を算出します。
- (2) 入所調整指数が高いお子さんから保育所等のご案内をします。
- (3) 入所調整指数が同点の場合は以下の順で保育所等のご案内をします。
  - ①基準指数の「分類」が【10・11・12>6>8>7>9>1・2>5>3>4】の順
  - ②調整指数に減算がない（例：-50、-40など）
  - ③保護者が市内の保育施設等に就労している保育士・保育教諭（内定を含む）
  - ④前年度の利用保留期間が長い（指数番号38に該当する者は除く）
  - ⑤世帯の前年収入が低い
- (4) ご案内する保育所等は申込書で希望した保育所等になります。第一希望から順番に確認していき、空きのある保育所等へのご案内をします。

## 4 令和5年度入所調整基準表について

### ◆基準指数

基準指数は、提出していただいた申込書の内容に基づき、父と母でそれぞれ1つずつ指数を選定します。複数の基準指数に該当する場合は、基準指数が一番高い項目を適用します。

#### (1) 就労 【指数番号 1 ～ 8】

##### ○指数

・月155時間以上の就労	20点
・月140時間以上、月155時間未満の就労	18点
・月120時間以上、月140時間未満の就労	16点
・月100時間以上、月120時間未満の就労	14点
・月80時間以上、月100時間未満の就労	12点
・月64時間以上、月80時間未満の就労	10点
・内職での就労	10点

##### ○加算

・週5日以上の就労（内職の場合は加算なし）	2点
-----------------------	----

##### 【解説】

この基準指数は、申込書に添付のある「就労証明書」を基に判断します。

##### ※注意事項

- ・就労時間には残業や休憩時間、通勤時間は含めません。
- ・就労時間の算定は、ひと月を4週として計算します。  
例：週5日の就労の場合、5日×4週＝月20日の勤務とし、就労時間を乗じて計算します。
- ・月の就労時間が64時間に満たない方は該当しません。（週16時間以上の就労が必要です。）
- ・就労をしている場合でも、出産の予定がある方は、「(7) 出産」（4ページ）が適用される場合があります。

#### (2) 基準未満就労 【指数番号 9】

##### ○指数

・月64時間未満の就労（保育所等入所後就労時間拡大希望有）	6点
-------------------------------	----

##### 【解説】

この基準指数は、申込書に添付のある「就労証明書」を基に判断します。

既に就労を開始しているが、就労時間が月64時間未満の場合、この項目を適用します。

この基準指数が適用された場合は、入所後3か月以内に就労時間を拡大し、拡大後、改めて「就労証明書」をご提出ください。就労時間の拡大が確認できない場合は退園となります。

申込みの際に、就労時間の拡大希望が確認できない場合は、保育所等を利用できません。

### (3) 内定 【指数番号 10～15】

#### ○指数

- ・月155時間以上の就労 16点
- ・月140時間以上、月155時間未満の就労 14点
- ・月120時間以上、月140時間未満の就労 12点
- ・月100時間以上、月120時間未満の就労 10点
- ・月80時間以上、月100時間未満の就労 8点
- ・月64時間以上、月80時間未満の就労 6点

#### 【解説】

この基準指数は、申込書に添付のあるまたは「確約書」を基に判断します。

入所申込時に就労先が内定しており、今後就労開始予定の場合、この項目を適用します。

就労開始後、改めて「就労証明書」をご提出ください。

#### ※注意事項

- ・「確約書」に記載の就労時間と、就労後に提出のあった「就労証明書」で、就労時間が明らかに減少している場合は入所内定の取消または退園となります。
- ・就労時間の算定は、ひと月を4週として計算します。  
例：週5日の就労の場合、5日×4週＝月20日の勤務とし、就労時間を乗じて計算します。

### (4) 求職中 【指数番号 16】

#### ○指数

- ・保育所等入所申込時における確約書提出者（入所後3か月以内に就労開始） 3点

#### 【解説】

この基準指数は、申込書に添付のある「確約書」を基に判断します。

入所申込時に求職活動中（今後活動開始予定も含める）の場合、この項目を適用します。

入所後3か月以内に就労を開始した後、「就労証明書」をご提出ください。

#### ※注意事項

- ・入所後3か月以内に就労の開始を確認できない場合は、原則、退所となります。

### (5) 就学 【指数番号 17～18】

#### ○指数

- ・就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学などに通学している 18点
- ・就職に必要な技能習得のために通信教育等の居宅内就学をしている 8点

#### 【解説】

この基準指数は、申込書に添付のある「学生証」や「授業のカリキュラム」の写しを基に判断します。入所後に通学を予定している場合も、ご提出できる書類により申込みができる場合があります。

## (6) 不存在 【指数番号 19 ~ 20】

### ○指数

- ・死亡、離別、行方不明、拘禁等（新規申請の場合） **48点**
- ・死亡、離別、行方不明、拘禁等（上記以外） **22点**

### 【解説】

この基準指数は、申込書に添付のある「戸籍謄本」や「児童扶養手当証書の写し」等を基に判断します。

- ・離婚などにより、保護者のうちどちらかの書類を提出できない場合（ひとり親世帯や拘禁中など）は、不存在である保護者の基準指数としてこの項目を適用します。
- ・まだ離婚はしていないが、離婚を前提として別居をしており、かつ離婚調停（裁判）の期日通知書又は事実の確認ができる裁判所発行書類の写しがある場合も、ひとり親とみなしてこの項目を適用します。※離婚調停中でも、同居している場合はこの項目は適用できません。

### ※注意事項

- ・内縁関係のパートナー等がいる場合はこの項目は適用できません。内縁関係のパートナー等の保育の必要性がわかる書類（「就労証明書」等）を申込書と併せてご提出ください。

## (7) 出産 【指数番号 21】

### ○指数

- ・出産予定日の産前6週（又は14週）から産後8週間の期間にあって、出産の準備、休養を要する場合 **22点**

### 【解説】

この基準指数は、申込書に添付のある「親子（母子）健康手帳の（分娩）予定日記載ページの写し」等を基に判断します。

出産予定日から起算して前6週（多胎児の場合は前14週）の日が属する月から、出産予定日から起算して後8週の日が属する月までの間、入所を希望することができます。

例) 出産予定日が令和5年7月7日の場合

入所申込（入所希望月）ができる月：5月～8月

在園可能期間：5月1日～8月31日

### ※注意事項

- ・就労をしている場合でも、育児休業を取得する予定がある方は、出産予定日から起算して前6週（多胎児の場合は前14週）の日が属する月から、出産予定日から起算して後8週の日が属する月までの間は、この項目が適用されます。ただし、出産後、すぐに復職する（産休明けで復職する）場合、「(1) 就労」(2ページ)の項目を適用することができます。
- ・期間終了後も引き続き保育所等の利用を希望する場合は、産後8週後に就労する等の「出産」とは異なる「保育が必要な事由」が必要です。事前に保育所等の利用申込を行うことで、入所調整を行い、再度入所することが可能となる場合があります。

**(8) 疾病、傷害、心身障害****【指数番号 22 ～ 29】****○指数（疾病・障害）**

- ・ 1か月以上入院している（予定も含む） 22点
- ・ 自身の起居にも困難があり、育児はできない状態である 22点
- ・ 自身の近辺のことはできるが、育児はできない状態である 20点
- ・ 自身の症状改善のため、週4日程度育児を休むことが望ましい 18点
- ・ 指定用紙以外の診断書の交付を受けている場合 16点

**【解説】**

この基準指数は、申込書に添付のある「診断書」を基に判断します。

指数番号22を除き、狭山市指定用紙以外の診断書の場合は、指数番号26が適用され、狭山市指定用紙の診断書の場合は、診断内容により指数番号23～25のいずれかを適用します。

**○指数（心身障害）**

- ・ 身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A、精神障害者保健福祉手帳1・2級に該当する 22点
- ・ 身体障害者手帳3級、療育手帳B・C、精神障害者保健福祉手帳3級に該当する 18点
- ・ 身体障害者手帳4級以下に該当する 14点

**【解説】**

この基準指数は、申込書に添付のある「身体障害者手帳」、「療育手帳」または「精神障害者保健福祉手帳」の写しを基に判断します。

**(9) 介護（看護）****【指数番号 30 ～ 32】****○指数**

- ・ 常時病臥者・重度心身障害者（児）等【身体障害者手帳1・2級、療育手帳A若しくは精神障害者福祉保健手帳1級を所持している者、又は要介護4・5の認定を受けている者】の常時観察、付添介護（看護）、通院、通所、通園のため、月20日以上かつ1日7時間以上、保育が困難な場合 22点
- ・ 病人・心身障害者（児）等の付添介護（看護）、通院、通所、通園のため、月20日以上かつ1日4時間以上、保育が困難な場合 18点
- ・ 病人・心身障害者（児）等の付添介護（看護）、通院、通所、通園のため、月15日以上かつ1日4時間以上、保育が困難な場合 15点

**【解説】**

この基準指数は、申込書に添付のある「介護を受けている方の診断書または障害者手帳等の写し」及び「勤務状況等（予定）申告書（A-2）」を基に判断します。

**(10) 虐待やDVのおそれがあること** 【指数番号 33】

---

○指数

- ・児童虐待や配偶者からの暴力により保育が困難と認められた場合 **30点**

【解説】

この基準指数は、公的機関からの証明書等を基に判断します。

**(11) 災害** 【指数番号 34】

---

○指数

- ・火災・地震等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合 **30点**

【解説】

この基準指数は、申込書に添付のある「り災証明書」等を基に判断します。

災害復旧のために必要な期間、入所を希望することができます。

**(12) 市長の認める特例** 【指数番号 35】

---

○指数

- ・前号に掲げるものの他、保育が必要と認められた場合 **30点**

【解説】

この基準指数は、(1)～(11)に該当しないが、保育所等の利用の必要性を市長が特例として認めた場合に対象となります。

## ◆調整指数

調整指数は、「両親および家庭の状況」、「児童の保育状況」、「その他」の3つの内容があります。

該当する調整指数が複数ある場合は、それぞれ加算されますが、調整指数によっては重複できないものもあります。

### 育児休業 【指数番号 36 ~ 38】

#### ○指数

- ・入所希望月の翌月10日までに育児休業から復職予定（新規申請のみ） 5点
- ・申請年度内（または保留期間中）に育児休業から復職している（新規申請のみ） 3点

#### 【解説】

保護者が育児休業から復職する場合または申込中に育児休業から復職した場合に、この指数の対象となります。

育児休業中の申込の場合は、入所月の翌月10日までに復職いただく必要があります。

例：4月1日入所の場合 ⇒ 5月10日までに復職

#### ○指数

- ・入所希望月の翌月10日までに育児休業から復職予定なし -40点

#### 【解説】

保育所等の申込みをするが、育児休業期間の延長等を理由に入所調整指数の減算を希望する場合、この指数の対象となります。

#### ※注意事項

あくまで入所調整指数の減算であり、利用保留を確約するものではありません。

入所調整の結果、内定となった場合、内定を辞退したとしても、利用保留とはなりません。

### 就労 【指数番号 39】

#### ○指数

- ・生計中心者の失業により、生活が困窮している場合（ひとり親世帯は除く） 10点

#### 【解説】

解雇等による生計中心者の失業により、生活が困窮し、生計中心者以外の保護者が、新たに就労を開始しなくてはならない場合、この指数の対象となります。

### 単身赴任 【指数番号 40】

#### ○指数

- ・両親のどちらかが単身赴任をしている場合 1点

**【解説】**

住民票を異動していない場合、申込時に、赴任先の公共料金を支払っている領収書の写しを添付してください。

**生活困窮 【指数番号 41 ~ 42】**

---

○指数

- ・生活保護受給世帯 10点
- ・生活保護申請中 5点

**【解説】**

生活保護を受給中または申請中の場合、この指数の対象となります。  
申込時に受給中または申請中であることをお伝えください。

**兄弟姉妹 【指数番号 43 ~ 44】**

---

○指数

- ・児童の兄弟姉妹が障害児若しくは看護又は介助が必要な疾病がある場合 1点
- ・同居する小学3年生までの児童の兄弟姉妹が2人以上いる場合 2点

**【解説】**

- ・兄弟姉妹が障害児もしくは看護等が必要な場合は、該当児の身体障害者手帳等の写しをご提出ください。
- ・同居する小学3年生までの児童の兄弟姉妹が3人以上いる場合でも、加算される指数は変わりません（書類等の提出は不要です）。

**父方祖父、父方祖母、母方祖父、母方祖母 【指数番号 45 ~ 48】**

---

○指数

- ・同居（65歳以上または保育ができない理由あり）・別居・不存在のいずれかの場合 各1点

**【解説】**

同居する祖父母が65歳以上または就労等により保育ができない理由がある、別居、不存在のいずれかに該当する場合、この指数の対象となります。

**現在の保育状況 【指数番号 49 ~ 58】**

---

○指数

- ・他市区町村への委託継続不可（他市区町村の規定による場合のみ） 5点

**【解説】**

他市区町村の規定により、利用している他市区町村の保育所等を継続できない場合、この指数の対象となります。



○指数

- ・地域型保育事業所の継続不可（6か月以上地域型保育事業所在園児のみ対象）（4月のみ） 30点
- ・指数番号50番に該当しており、連携施設を希望している場合（4月のみ） 20点

【解説】

0歳児から2歳児までの地域型保育事業所に6か月以上在園し、卒園を迎えることにより、翌年度4月から3歳児となり新たに別の保育所等の利用を希望する場合に、この指数の対象となります。また、希望する保育所等が現在利用している地域型保育事業所の連携施設の場合、指数番号50と指数番号51が加算されます。

※注意事項 5月以降の入所申込みでは加算されません。

★連携施設先一覧★

地域型保育事業所名	連携施設名
すずらん保育室	山王保育所
ありす保育室	狭山台南保育所
よつばのおうち	狭山台南保育所
こうさぎ保育園	狭山台南保育所
つむぎ保育園	新狭山保育所
ニチキッズさやま保育園	未来たけのこ認定こども園
狭山ひかり保育室	狭山ひかり幼稚園
武蔵野短期大学附属保育園	武蔵野短期大学附属幼稚園
Jキッズスカイ入間保育園	あきくさ保育園・いるまこども園
未来にじの子ナーサリールーム	未来ふじみ認定こども園

○指数

- ・年齢到達や閉園等による保育施設継続不可（指数50との併用不可） 15点

【解説】

利用している保育所等での年齢到達や施設の閉園等により、継続して利用することができない場合、この指数の対象となります。認可外保育施設を利用している場合は、申込書に添付のある「一時預かり等利用証明書」を基に判断します。

○指数

- ・有償認可外保育施設を利用している（産前産後休業中または育児休業中を除く） 2点
- ・一時保育を利用している（月10日以上）（産前産後休業中または育児休業中を除く） 2点
- ・入所調整対象月時点において、親族、友人、知人に預けている（月10日以上）（求職中、産前産後休業中または育児休業中を除く） 2点

**【解説】**

この調整指数は、申込書に添付のある「一時預かり等利用証明書」を基に判断します。  
有償認可外保育施設、一時保育、親族に預ける等、定期的にお子さんが利用している場合、この指数の対象となります。

**○指数**

- ・ 出産要件での入所後、継続入所のために再審査を行う場合 **5点**

**【解説】**

出産要件(4ページ)で入所した後、産後8週後にすぐ就労等により継続入所を希望する場合、この指数の対象となります。

**※注意事項**

出産後、育児休業を取得する場合は、この指数の対象となりません。

**○指数**

- ・ 認定こども園の教育部分に在園しており、同じ認定こども園の保育所部分の利用を希望する場合 **2点**

**【解説】**

同じ認定こども園のみ適用されます。他園の認定こども園を利用されている場合は適用されません。

**○指数**

- ・ 障害児通所施設に通所している児童 **3点**

**【解説】**

集団生活(保育所等の利用)を希望される場合に適用されます。現在通所している施設の在園証明書の写しを提出してください。

**兄弟姉妹 【指数番号 59 ~ 61】**

---

**○指数**

- ・ 兄弟姉妹が同時に保育施設に申込みを希望している **1点**
- ・ 多胎児(双子・三つ子など)が同時に保育施設に申込みを希望している(新規申込みのみ) **1点**

- ・ 兄弟姉妹が入所している保育施設を希望している(新規申込みのみ) **8点**

**【解説】**

兄弟姉妹や多胎児が同時に保育所等に申込みを希望する、または、既に兄弟姉妹が入所している保育所等に申込みを希望する場合、この指数が対象となります。

兄弟姉妹の人数によって、加算される指数は変わりません。

## 援護状況 【指数番号 62】

### ○指数

- ・児童相談所から入所依頼がある場合 100点

## その他 【指数番号 63 ~ 73】

### ○指数

- ・市外在住で、父母いずれかの勤務地が市内の方（入所月の前月までに転入する方は含まず）  
-50点
- ・市外在住で、父母いずれも勤務地が市外の方（入所月の前月までに転入する方は含まず）  
利用不可

### 【解説】

狭山市へ転入する予定はなく、狭山市に勤務地があることが理由で申込みをする場合、この指数が対象となります。

なお、狭山市に転入する予定はなく、狭山市に勤務地もない場合、狭山市の保育所等を利用することはできません。

### ○指数

- ・保護者が市内の保育施設等に月20日以上かつ1日6時間以上勤務している保育士・保育教諭（内定を含む）（新規申込みのみ） 8点
- ・上記以外で、保護者が市内の保育施設等に勤務している保育士・保育教諭（内定含む）（新規申込みのみ） 5点

### 【解説】

・この基準指数は申込書に添付のある「就労証明書」または「確約書」を基に判断します。保護者が市内の保育施設等に勤務している、または勤務予定の場合、この指数の対象となります。  
※保育士・保育教諭の資格はないが看護師資格はある方で、保育士配置として勤務する場合は上記の加点が付与されます。『就労証明書④』の備考欄にその旨をご記入ください。

### ○指数

- ・転居に伴う転所希望 2点
- ・兄弟姉妹が在園している保育施設に転所希望 10点
- ・転所希望理由が、①転居、②兄弟姉妹同一園希望（教育含む）、③その他やむを得ない事情があると認められる場合以外の転所希望 -5点

### 【解説】

転所を希望する場合、この指数の対象となります。

所属のない児童を優先的に案内するため、「転居に伴う転所希望」または「兄弟姉妹が在園している保育施設に転所希望」以外の希望理由の場合、原則減点となります。

○指数

- ・当該年度に内定結果連絡後、自己都合で辞退した場合 －20点

【解説】

申込年度内に内定結果連絡後、自己都合で内定を辞退した場合、この指数の対象となります。なお、対象となるのは申込年度内のみとなり、前年度の辞退はこの指数の対象とはなりません。

例：令和5年4月入所申込にて内定を辞退した場合

令和5年4月～令和6年3月入所審査にて、この指数が対象となります。

○指数

- ・正当な理由なく保育料を滞納している世帯 －30点

【解説】

現在または過去に保育所等に在園している児童（兄弟姉妹含む）の保育料のうち、申込締切日時点で、狭山市へ納めるべき保育料を滞納している方が世帯内にいる場合、この指数の対象となります。

○指数

- ・虐待防止等のため特別の支援・配慮等が必要と認める世帯 5～15点

【解説】

児童虐待防止の観点から保育の実施が必要である旨の報告または通知を受けた児童のある家庭などに該当する世帯に対して加点します。

○指数

- ・入所申込締切日までに必要とする書類が提出されない 利用不可

【解説】

期日までに必要とする書類が提出されない場合は、保育の必要性の認定ができないため、入所調整ができません。

※必要書類を提出できない場合は、保育幼稚園課までご連絡ください。